

計画作成年度	平成24年度
計 画 主 体	石 狩 市

石狩市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 石狩市企画経済部農林水産課
 所 在 地 石狩市花川北6条1丁目30番地2
 電 話 番 号 (0133) 72-3164 (課直通)
 F A X 番 号 (0133) 72-3540
 メールアドレス nousui@city.ishikari.hokkaido.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ハシブトガラス、ハシボソガラス、キジバト、ドバト、エゾシカ、キツネ、アライグマ、トド
計画期間	平成24年4月～平成27年3月
対象地域	北海道石狩市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画を作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成22年度）

鳥獣の種類	被害の状況			
	品 目	被害数値		
ハシブトガラス・ ハシボソガラス・ キジバト・ドバト	豆類（大豆・小豆）	被害面積	2.0ha	被害金額 200 千円
	水稻	被害面積	2.5ha	被害金額 800 千円
	小麦	被害面積	10ha	被害金額 500 千円
	果樹類	被害面積	2.1ha	被害金額 2,670 千円
	小 計	被害面積	16.6ha	被害金額 4,170 千円
エゾシカ	豆類	被害面積	1.0ha	被害金額 100 千円
	水稻他	被害面積	12.4ha	被害金額 2,920 千円
	ソバ	被害面積	0.18ha	被害金額 50 千円
	麦	被害面積	3.0ha	被害金額 100 千円
	野菜類	被害面積	0.4ha	被害金額 300 千円
	小 計	被害面積	16.98ha	被害金額 3,470 千円
キツネ	スイートコーン	被害面積	5ha	被害金額 300 千円
アライグマ	スイートコーン	被害面積	1.25ha	被害金額 50 千円
	野菜	被害面積	0.1ha	被害金額 5 千円
	メロン	被害面積	0.3ha	被害金額 不明
農作物被害合計		被害面積	40.23ha	被害金額 7,995 千円
トド	魚類 漁具	直接被害金額	88,360 千円	
		間接被害金額	140,080 千円	
		被害金額合計	228,440 千円	

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）を記入する。

(2) 被害の傾向

ハシブトガラス・ハシボソガラス・キジバト・ドバト	豆類は播種から収穫までの間による食害、おうとうなどの果樹類は摘花時期から収穫までの間による食害が発生している。
エゾシカ	ここ数年、農作物の播種から収穫までの長期間に亘り出没するようになり、中山間地区において被害が増加している。近年は森林被害（樹皮の食害）の報告も一部である。
キツネ	ここ数年、捕獲頭数の増加と比例するように、被害も増加の傾向にある。6月頃から餌の物色で畑に現れ、8～9月のスイートコーンの収穫期に成熟実の捕食被害が多く発生する。
アライグマ	ここ数年、捕獲頭数の増加と比例するように、被害も増加の傾向にある。例年3月下旬から11月初旬にかけ出没し、特に8～9月のスイートコーンの収穫期に市内全域で成熟実の捕食被害が多く発生する。
トド	トドは初冬から翌春にかけて石狩湾沿岸に来遊し、刺網にかかった魚類を食い荒らすほか刺網にも最低1m四方の穴を開け、その網を使用不能とさせる。来遊数は数百頭程度と確認されているが、実態は更に多いと推測される。被害額は、年々増加傾向にある。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害軽減目標

指 標	現状値（平成22年度）	目標値（平成26年度）
ハシブトガラス・ハシボソガラス・キジバト・ドバト	16.6ha 4,170 千円	14.0ha 3,300 千円
エゾシカ	16.98ha 3,470 千円	11.9ha 2,430 千円
キツネ	5.0ha 300 千円	4.0ha 240 千円
アライグマ	1.65ha 55 千円	1.30ha 44 千円
トド	直接被害金額 88,360 千円 間接被害金額 140,080 千円	直接被害金額 62,000 千円 間接被害金額 98,000 千円

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
- 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	ハシブトガラス・ハシボソガラス・キジバト・エゾシカ、キツネについては有害鳥獣駆除として猟友会に銃器による駆除を依頼してきた。 (平成 22 年度駆除手数料 300 千円)	エゾシカについては夜間の活動が多く、銃器のみでは思うように駆除できない。 キツネは銃器が使用できない市街地周辺での駆除が困難をきたしている。
	アライグマについては、被害を受けた農家の庭先に箱ワナを設置し、市職員が CO2 による処分装置で処分し駆除している。	箱ワナの数が不足しており、また設置の方法にも工夫の余地がある。
	トドについては、石狩湾漁業協同組合が北海道連合海区漁業調整委員会指示による採捕承認を得て、ハンターに委託し、猟銃を用いて駆除している。	国際的に保護が必要な動物とされ、北海道連合海区漁業調整委員会指示により採捕が規制されており、採捕に制限がある。
防護柵の設置等に関する取組	トドについては、拡散を目的として上陸防止柵や爆音機の設置を実施。	海上での被害を防止するために、上陸防止柵の広域的な設置と追い払いなどと併せた効果的な拡散対策を講ずる必要がある。

(注) 1 計画対象地域における、直近 3 ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追い払い活動等について記入する。

(5) 今後の取組方針

ハシブトガラス・ハシボソガラス・キジバト・ドバト・	カラス類を誘引するおそれのある生ゴミや農水産業廃棄物等の適正管理について、地域住民に普及啓発を図る。 有害鳥獣駆除として猟友会による銃器による駆除を引き続き実施する。
エゾシカ	有害鳥獣駆除として猟友会による銃器による駆除を引き続き実施する。 また、必要に応じて防止柵の設置を検討する。
キツネ	キツネを誘引するおそれのある生ゴミや農水産業廃棄物等の適正管理について、地域住民に普及啓発を図る。 有害鳥獣駆除として猟友会による銃器による駆除を引き続き実施する。 市街地周辺の駆除について、箱ワナ等による捕獲を検討する。
アライグマ	外来生物法の特定外来生物であることから引き続き捕獲次第処分する。 また、必要に応じて防止柵の設置を検討する。

トド	トドは絶滅危惧種であることに留意し、漁業に与える被害を防ぐための最小限の駆除及び被害額の調査を継続して行っていく。 また、水産総合研究センターと連携し、センターが行う回遊調査（トドを生け捕りし発信機を取り付ける）に協力する。
----	---

（注） 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するのに必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（1） 対象鳥獣の捕獲体制

ハシブトガラス・ ハシボソガラス・ キジバト・ドバト	農業団体等からの鳥獣捕獲許可申請を受け、石狩市が申請者に対して許可を与える。 捕獲については、猟友会会員が従事する。 捕獲に伴う費用については、石狩市が定額で負担する。
エゾシカ	農業団体等からの鳥獣捕獲許可申請を受け、北海道が申請者に対して許可を行う。 捕獲については、猟友会会員が従事し、メスジカの積極的な捕獲を進める。 捕獲に伴う費用については、石狩市が定額で負担する。
キツネ	農業団体等からの鳥獣捕獲許可申請を受け、石狩市が申請者に対して許可を与える。 捕獲については、猟友会会員が従事する。 捕獲に伴う費用については、石狩市が定額で負担する。
アライグマ	外来生物法の規定により石狩市が環境大臣の確認を得て捕獲する。 石狩振興局並びに石狩市が用意した箱ワナ若しくは農業者等が自ら購入した箱ワナを設置するとともに、必要に応じ国庫補助金等を活用しつつ新たな箱わなを整備する。 殺処分に必要な資機材等については、石狩市が負担する。
トド	トドは北海道連合海区漁業調整委員会指示に基づく採捕承認を、石狩湾漁業協同組合が取得し、地元のハンターに委託し猟銃を用いて駆除する。 出動経費、傭船料、弾薬料等の諸経費については、石狩市海獣被害対策協議会が被害防止対策の必要経費として支弁する。

（注） 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の氏名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を氏名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
平成24年度 ～ 平成26年度	エゾシカ	新たな担い手の育成
	キツネ	新たな担い手の育成 効果的な専用捕獲器の導入検討
	アライグマ	効果的な専用捕獲器の導入検討
	トド	新たな担い手の育成 威嚇報奨金（委嘱ハンター）

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
ハシブトガラス・ハシボソガラス・キジバト・ドバト	捕獲計画数は、過去の狩猟及び許可捕獲頭数に基づき設定する。
エゾシカ	捕獲計画数は、固体数の急増に伴う甚大な被害を未然に防止するため、過去の狩猟及び許可捕獲頭数を元に、特にメスジカを積極的に捕獲する方針で設定する。
キツネ	捕獲計画数は、過去の狩猟及び許可捕獲頭数に基づき設定する。
アライグマ	外来生物法の対象動物であることから捕獲計画数は定めず、可能な限り捕獲する。
トド	捕獲計画数は、トドの保護を目的とした北海道及び北海道連合海区漁業調整委員会の調整を受けた頭数とする。 なお、計画年度は、来遊期間に対応させるため当該年10月から翌年の6月とする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画頭数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
ハシブトガラス・ハシボソガラス	2 0 0 羽	2 0 0 羽	2 0 0 羽
キジバト・ドバト	1 0 0 羽	1 0 0 羽	1 0 0 羽
エゾシカ	2 0 頭	2 0 頭	2 0 頭
キツネ	4 0 頭	4 0 頭	4 0 頭
アライグマ	外来生物法の対象動物であることから捕獲計画数は定めず、可能な限り捕獲する。		
トド	捕獲計画数は、トドの保護を目的とした北海道及び北海道連合海区漁業調整委員会の調整を受けた頭数とする。		

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数や個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容	
ハシブトガラス・ハシボソガラス・キジバト・ドバト	銃により 4 月～ 1 0 月の間、石狩市全域を対象に駆除する。 ただし、鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域（銃）においては、銃器は使用しない。
エゾシカ	銃により 4 月～ 1 0 月の間、石狩市全域を対象に捕獲する。 鳥獣保護区については、農林業被害の防止のため真に必要な場合に捕獲を実施する。 特定猟具使用禁止区域（銃）においては、銃器は使用しない。
キツネ	銃により 5 月～ 1 0 月の間、J A 石狩管内を対象に駆除する。 鳥獣保護区については、農業被害の防止のため真に必要な場合に捕獲を実施する。 特定猟具使用禁止区域（銃）においては、銃器は使用しない。
アライグマ	箱ワナにより通年で、石狩市全域を対象に捕獲し駆除する。
トド	銃により 1 0 月～ 6 月の間、石狩市沖合海域を対象に駆除する。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
(なし)	

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の移譲を希望する場合は、捕獲許可権限の移譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の移譲を希望する場合には、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
アライグマ・エゾシカ・キツネ	必要に応じネットフェンスや電気柵で農耕地等への侵入を防護する。		
トド	上陸防止柵 1 箇所 鉄筋 100 本	上陸防止柵 2 箇所 鉄筋 122 本	上陸防止柵 1 箇所 鉄筋 100 本

(注) 1 設置する柵の種類・設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定箇所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	エゾシカ	効果的な侵入防止柵の導入検討
	ハシブトガラス・ハシボソガラス・キジバト・ドバト・キツネ	地域住民・被害農家への被害防止知識の普及活動
	アライグマ	効果的な侵入防止柵の導入検討 地域住民への外来種対策知識の普及活動
	トド	上陸防止柵・爆音機の設置及び管理 被害漁家への被害防止知識の普及活動

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動等について記入する。

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	石狩市鳥獣被害対策協議会	石狩市海獣被害対策協議会
構成機関の名称	役 割	役 割
石狩市企画経済部 農林水産課	協議会事務局運営、道補助対象事業受け入れ、駆除及び被害防止対策	協議会事務局運営、駆除以外の被害防止対策
石狩市厚田支所 地域振興課 石狩市浜益支所 地域振興課	駆除及び被害防止対策	
石狩市農業協同組合 北石狩農業協同組合 厚田支所 北石狩農業協同組合 浜益支所	農業被害報告、駆除以外の被害防止対策	—
石狩湾漁業協同組合	—	道補助対象事業受け入れ、駆除及び被害防止対策、漁業被害報告、船舶提供、漁業者ハンター統括育成
北海道猟友会札幌支部石狩部会	ハンターの派遣	ハンターの派遣

(注) 1 関係機関等で構成する被害防止対策協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
石狩振興局産業振興部農務課	鳥獣被害防止計画の指導、鳥獣害防止総合対策事業の指導
石狩振興局産業振興部水産課	海獣による水産業被害報告、来遊状況取りまとめ
石狩振興局保健環境部環境生活課	鳥獣保護管理対策に関する情報提供及び技術的助言・援助 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣の捕獲許可 鳥獣による農業等被害状況取りまとめ
石狩振興局産業振興部林務課	鳥獣（海獣を除く）による林業被害状況取りまとめ
北海道連合海区漁業調整委員会	トドの採捕承認
(独) 水産総合研究センター	トドの回遊調査
石狩振興局森林室	林業者への指導助言、情報提供、森林被害の実態把握、道有林の入林許可など
石狩農業改良普及センター	農業者への指導助言、情報提供、農業被害の実態把握など
石狩地区水産技術普及指導所	水産業者への指導助言、情報提供、水産業被害の実態把握など

(注) 1 関係機関欄には、被害防止対策協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 被害防止対策協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

特になし

(注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制が分かる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策実施体制に関する事項

特になし

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

廃棄物処理法、海洋汚染防止法及び鳥獣保護法の規定と趣旨に基づき、駆除した個体は適切に処分する。

トドについては出来るだけ研究機関へ検体として提供する。

(注) 肉としての利活用、鳥獣の保護管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。